明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（経済産業二一）　一

〔告　示〕
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局二二四）　三
○天竜川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（中部地方整備局九六）　五
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（近畿地方整備局一〇九～一一一）　六
○都市計画に関する件（同一一二）　六
○道路に関する件（同一一三）　六
○都市計画に関する件（九州地方整備局九一～九三）　七

〔官庁報告〕
官庁事項
指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示（経済産業省）
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　七

国家試験
税理士試験公告（国税審議会）　七
中小企業診断士試験に関する公告（経済産業省）　七
ＣＢＴによる平成二十四年度ＩＴパスポート試験合格者（同）　七

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
破産、会社更生関係　一三
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士登録者・証票無効・登録まつ消、弁理士登録、企業年金基金清算結了・清算人退任関係　一六
地方公共団体
行旅死亡人関係　一三
会社その他
会社決算公告　一三

省　令

○経済産業省令第二十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款　使用中検査の方法（第五百四十九条）」を「第三款　使用中検査の方法　第一目　性能に関する検査の方法（第五百四十九条の二）　第二目　器差検査の方法（第五百四十九条の三）」に改める。

第六条及び第六十四条中「第十五条」を「第十五条の三」に改める。

第六章及び第七章中「（二〇〇七）」を「（二〇一三）」に改める。

第四百七十七条を次のように改める。

（表記）

第四百七十七条　量器用尺付タンクの表記事項は、日本工業規格Ｂ八五七三（二〇一一）による。

第四百七十八条を次のように改める。

第四百七十八条　削除

第四百七十九条を次のように改める。

（材質）

第四百七十九条　量器用尺付タンクの材質は、日本工業規格Ｂ八五七三（二〇一一）による。

第四百八十条を次のように改める。

（性能）

第四百八十条　量器用尺付タンクの性能は、日本工業規格Ｂ八五七三（二〇一一）による。

第四百八十一条から第四百八十六条までを次のように改める。

第四百八十一条から第四百八十六条まで　削除

第四百八十七条を次のように改める。

（検定公差）

第四百八十七条　量器用尺付タンクの検定公差は、日本工業規格Ｂ八五七三（二〇一一）による。

第四百八十八条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第四百八十八条　量器用尺付タンクの構造検定の方法は、日本工業規格Ｂ八五七三（二〇一一）による。

第四百八十九条を次のように改める。

第四百八十九条　削除

第四百九十条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第四百九十条　量器用尺付タンクの器差検定の方法は、日本工業規格Ｂ八五七三（二〇一一）による。

第四百九十一条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第四百九十一条　量器用尺付タンクの性能に係る技術上の基準は、日本工業規格Ｂ八五七三（二〇一一）による。

第四百九十二条を次のように改める。

（使用公差）

第四百九十二条　量器用尺付タンクの使用公差は、日本工業規格Ｂ八五七三（二〇一一）による。

第四百九十三条を次のように改める。

（器差検査の方法）

第四百九十三条　量器用尺付タンクの器差検査の方法は、日本工業規格Ｂ八五七三（二〇一一）による。

第四百九十四条を次のように改める。

（表記）

第四百九十四条　密度浮ひょうの表記事項は、耐圧密度浮ひょう以外の密度浮ひょう（以下「浮ひょう型密度計」という。）にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―一（二〇一三）浮ひょう―密度浮ひょう附属書ＪＡに、液化石油ガス用浮ひょう型密度計（耐圧密度浮ひょうのうち、液化石油ガスの計量に使用するものをいう。以下同じ。）にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―二（二〇一三）浮ひょう―液化石油ガス用浮ひょう型密度計附属書Ａによる。